

5月定例教育委員会会議 議事録

平成30年5月29日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長
大谷佐知子 委員
安達友基子 委員

谷口学 教育長職務代理者
和泉愼次 委員
福田知弘 委員

出席説明員

橋本敏子 学校教育部長
大江慶博 教育監
植田聡 学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子 教育政策室長
由上正幸 教育センター所長
中村美和 教育総務室参事
堀哲郎 教育政策室参事
中井建志 指導室参事・指導主事
小西正晃 まなびの支援課長
西本安秀 文化財保護課長
桂田清治 少年自然の家所長代理
曾谷俊弘 まなびの支援課長代理

木戸誠 地域教育部長
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉 地域教育部次長
橋本健一 保健給食室長
前田隆男 青少年室長子育て青少年拠点夢つながり未来館副館長兼務
沖田孝行 教育政策室参事
野口晃正 保健給食室参事
中西多恵子 指導室参事・指導主事
宮東里花 中央図書館長
藤井裕之 地域教育部参事吹田市立博物館副館長事務取扱
脇谷貴文 放課後子ども育成課長
池田道雄 中央図書館主幹

記者

曾我明史 教育政策室主幹

5 月定例教育委員会会議 議事録

午後 3 時 3 0 分 開 会

原田勝教育長

ただ今から 5 月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に和泉委員を指名いたします。

記録者に曾我教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

沖田孝行教育政策室参事

本日の傍聴席の設置可能数は 6 席でございます。現在傍聴希望者は 6 人
でございます。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は 6 人まで許可したいと思いますが、いかがで
しょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は 6 人まで許可します。

— 傍聴者入場 —

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第 1 報告第 5 号「吹田市立少
年自然の家運営審議会委員の解嘱について」及び日程第 2 報告第 6 号「吹
田市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱について」を一括して議題とし
ます。

事務局の説明を求めます。

桂田清治少年自然の家所長代理

日程第 1 報告第 5 号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱に
ついて」及び、日程第 2 報告第 6 号「吹田市立少年自然の家運営審議会
委員の委嘱について」を、一括して御説明させていただきます。

今回の、吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱及び委嘱につつま
しては、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等
に関する規則第 4 条第 2 項」の規定により、平成 3 0 年 4 月 1 7 日付けで、
1 名の委員の解嘱と、4 月 1 8 日付けでその後任の委員 1 名の委嘱につつま
して、専決処分をいたしましたので御報告するものでございます。

まず、報告第 5 号の被解嘱者は、有明志朗様で、吹田市立学校校長会の
代表として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものです。辞任の
理由は、推薦団体の役員改選によるものです。

次に、報告第 6 号の被委嘱者は、植村誠様で、吹田市立青山台小学校の
校長先生で、吹田市立学校校長会から御推薦をいただきました。

専決処分の理由は、5 月 2 1 日に運営審議会が開催されることとなつて
いたためでございます。

委嘱期間は、前任者の残任期間で、平成 3 0 年 4 月 1 8 日から平成 3 0
年 6 月 3 0 日まででございます。

以上簡単な説明ですが、御審議いただき御承認頂きますようお願いいた
します。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員

原田勝教育長

異議なし。

異議なしと認め、報告第5号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」及び報告第6号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第3 議案第22号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

小西正晃まなびの支援課長

日程第3 議案第22号「吹田市社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。

今回の社会教育委員の委嘱につきましては、新任の方4名と5月31日をもって任期満了となる3名の方について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、次ページの吹田市社会教育委員被委嘱者名簿を御覧ください。

森島研次様は、吹田市立江坂大池小学校の校長先生で、吹田市立学校校長会から御推薦を頂きました。委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間でございます。

次に、今堀直三様は、府立山田高等学校の校長先生で、吹田市の公立高等学校の代表でございます。委嘱期間につきましては、前任者の残任期間であります平成30年6月1日から平成31年5月31日までの1年間でございます。

次に、後藤壽満子様は、再任委員で、吹田市こども会育成協議会の広報部会長で、吹田市こども会育成協議会から御推薦を頂きました。委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間でございます。

次に、山本保治様は、吹田市体育振興連絡協議会会長をされており、吹田市体育振興連絡協議会から御推薦を頂きました。委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間でございます。

次に、和田大志郎様は、吹田市PTA協議会会長をされており、吹田市PTA協議会から御推薦を頂きました。委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間でございます。

次に、広瀬義徳様は、再任委員で、関西大学文学部教授をされており、関西大学から御推薦をいただきました。委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間でございます。

最後に、武藤香織様は、再任委員で、ガールスカウト大阪支部大阪府第31団リーダーをされています。委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間でございます。

今回の委嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が8名、女性が4名で合計12名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認頂きますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第22号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第4 議案第23号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木戸誠地域教育部長

日程第4 議案第23号「吹田市地区公民館長の委嘱について」御説明申し上げます。

5月31日をもって任期満了となる2名の方について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、次ページの吹田市地区公民館長被委嘱者名簿を御覧ください。

初めに、千一地区公民館の田淵真人様は、63歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年3月31日までの1年10か月間でございます。

次に、山一地区公民館の桑原喜幸様は、56歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年3月31日までの1年10か月間でございます。

館長の委嘱期間につきましては、「吹田市地区公民館長委嘱要領第4条」により、2年以内としております。

また、現在、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）」の施行に伴い、平成32年4月1日から、公民館長の職を会計年度任用職員として任用することを検討していることから、そのような場合にも対応できるように、委嘱期間を平成32年3月末日までとさせていただきます。

今回の被委嘱者は、地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、地区公民館の企画運営委員の皆様からも御推挙いただいております。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認頂きますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第23号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

次に、日程第5 議案第24号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

小西正晃まなびの支援課長

日程第5 議案第24号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、新任の7名の方と、5月31日をもって任期満了となる4名の方を合わせて、11名について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、次ページの吹田市公民館運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

大西智子様は、吹田市立千里第三小学校の校長先生で、吹田市立学校校長会から御推薦を頂きました。

次に、小寺留一様は、再任委員で、吹田市文化団体協議会副会長であり、吹田市文化団体協議会から御推薦を頂きました。

次に、秋山寛様は、再任委員で、元西山田地区公民館企画運営委員であり、地区公民館の代表でございます。

次に、芝原周二様は、北山田地区公民館長で、北ブロック地区公民館の代表でございます。

次に、中山安信様は、元豊二地区公民館運営審議会委員で、地区公民館の代表でございます。

次に、松岡武様は、再任委員で、元吹六地区公民館長であり、地区公民館の代表でございます。

次に、亀田和子様は、吹田母子会事務局長補佐をされており、吹田母子会から御推薦を頂きました。

次に、伊藤淳志様は、再任委員で、関西大学環境都市工学部建築学科の教授をされておられます。

次に、永井忠孝様は、吹田市社会教育委員で、元吹田市PTA協議会会長でございます。

次に、西尾洋子様は、元吹一地区公民館長でございます。

最後に、松本宗成様は、山手地区連合自治会長であり、山手地区公民館企画運営委員をされています。

以上、11名の方でございます。委嘱期間は、いずれも平成30年6月1日から平成32年5月31日まで委嘱するものでございます。

今回の委嘱によりまして、公民館運営審議会委員の男女別委員数は、男性が8名、女性が3名で合計11名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認頂きますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第24号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第6 議案第25号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第7 議案第26号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第6 議案第25号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

藤井裕之文化財保護課参事

及び日程第7 議案第26号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第25号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

被解嘱者は、浦田太様、大森政彦様の2名でございます。今回、各委員より辞任願いが提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては、推薦団体の役員の改選によるためでございます。

続きまして、議案第26号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、次ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

瀬尾紳二様は、選出区分は学校教育関係者で、西山田中学校の校長先生でございます。吹田市立学校校長会から御推薦を頂きました。

矢田俊也様は、選出区分は学校教育関係者で、岸部第二小学校の校長先生でございます。吹田市立学校校長会から御推薦を頂きました。

以上、2名の方でございます。

任期につきましては、平成30年5月30日から平成31年10月31日まででございます。

今回の委嘱によりまして、吹田市立博物館協議会委員の男女別委員数は、男性が11名、女性が2名で合計13名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認頂きますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第25号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び議案第26号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第8 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案27号「平成30年5月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第8 議案第27号「平成30年5月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案について」御説明申し上げます。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づき、市長から意見を求められた、平成30年5月議会に提案される平成30年度補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の補正予算案の次のページを御覧いただきますようお願いいたします。

まず、歳出の補正についてでございますが、地域教育部中央図書館が所管いたします「中央図書館耐震補強等改修事業」につきまして、耐震補強を含む施設の大規模改修に係る実施設計費用及び休館中の仮設窓口設置に

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

中村美和教育総務室参事

係る経費といたしまして、2,051万円を増額するものでございます。

次に、債務負担行為補正の追加について御説明申し上げます。

初めに、学校教育部教育政策室が所管いたします「千里第二小学校校舎増築工事に係る実施設計業務」につきましては、区画整理や宅地開発による児童数の増加に伴う教室数の不足に対応するに当たり、校舎増築工事に係る実施設計を行う必要があるため、お示しのとおり、期間を平成30年度から平成31年度までとしまして、限度額の3,964万4千円を計上するものでございます。

次に、学校教育部保健給食室が所管いたします「千里第二小学校給食調理室改築工事に係る実施設計業務」につきましては、同様に児童数の増加に対応するに当たり、給食調理室改築工事に係る実施設計を行う必要があるため、お示しのとおり、期間を平成30年度から平成31年度までとしまして、限度額の1,542万5千円を計上するものでございます。

以上が、教育に関する事務に係る平成30年度補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第27号「平成30年5月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案について」を承認します。

次に、日程第9 教育長報告を議題とします。

まず初めに「いじめに関する状況報告について」です。

事務局の説明を求めます。

教育長報告事項「いじめに関する状況報告について」指導室より報告申し上げます。

吹田市における平成29年度3学期末のいじめに関する状況について報告させていただきます。なお、全国、大阪府につきましては、夏以降の公表になりますので、発表されましたら再度報告させていただきます。

まず認知件数の推移ですが、表の見方としましては、各枠内で上段が件数、中段のカッコ内が解消率、下段が千人率です。平成28年度と比べますと、本市では小学校で42件増加し203件、中学校で70件増加し、170件認知しております。いじめの認知につきましては、校長指導連絡会をはじめ教頭指導連絡会、生徒指導主事会等で「いじめを積極的に認知し、組織的に対応すること。」を周知しており、教職員のいじめに対する意識が高まっていることが認知件数増加の要因であると考えております。

今後もあらゆる機会を捉えて本結果を示しながら、再度分析・検証するとともに、「いじめの未然防止、早期発見、早期対応」に向けた取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、平成29年度のいじめの解消率についてですが、昨年度と比較して大幅に下がり、小学校では54.7%、中学校では71.8%であり、

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

中井建志指導室参事・指導主事

小学校では92件、中学校では58件が解消に向けて取組中です。これについては、各校が「いじめ解消の定義」を理解し、適切に対応している結果であると認識しております。

「いじめ解消の定義」については、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること、これは3か月が目安とされております。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされていることとされています。

なお、年度をまたいだいじめ案件については、継続して調査しており、平成30年4月末時点で、小学校は92件中72件が解消、中学校は48件中30件が解消しており、小・中学校ともに約90%の解消率となっております。小学校では20件、中学校では18件が解消に向けて現在も取組中となっております。

次に、いじめの態様についてですが、平成29年度も小・中学校とも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと」が多く生起しております。また、小中学校ともに、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする」の項目も増加しております。中学校においては、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の項目が、昨年度から継続して高い数値となっております。

最後に、教育センターにおけるいじめ相談件数についてですが、平成29年度は、来所相談の件数のみ増加し、電話相談、小学校の出張教育相談、中学校のスクールカウンセラーの相談については減少しております。今年度もスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを同じ日に派遣することで、各学校の生徒指導・教育相談関係の会議に出席し、情報共有を図ることで多面的な学校支援を行ってまいります。

昨年度に引き続き、今年度も、いじめ対応をテーマとした管理職研修や生徒指導主事会等での事例検討を行い、いじめに対して学校が組織的に適切に対応できる体制を再度確認してまいります。

いじめアンケートの実施方法や、実施後の取扱いについては、ほとんどの学校で定着してきておりますが、支援学級在籍児童生徒につきましては、個別で実施する、保護者から聞き取りを行うなど、個に応じた配慮をするよう、引き続き各学校に働きかけてまいります。

今後も、各校の校内に設置されている「いじめに対応する委員会」が、学校の実情に即してきちんと機能することにより、いじめの未然防止・早期発見に努めてまいります。以上でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

最初の表を見ると、全国・大阪府と比較して、吹田市では平成25年度から平成29年度まで、小中学校ともにいじめの認知件数がとても増えています。また、下の表の平成28年度と平成29年度を比較しても、平成29年度はいじめの件数はとても増えています。確かに説明として教職員の意識が高まっているという言葉もありましたが、なぜ意識が高まって認知件数が増えたのか説明してください。

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理者

中井建志指導室参事・指導主事

校長指導連絡会をはじめ教頭指導連絡会、生徒指導主事会等で「いじめを積極的に認知し、組織的に対応すること。」を周知しております。平成29年度は、国のガイドラインに則り各校での「いじめに係る研修」が増加しました。研修により教職員のいじめに対する意識が高まっていることが、年度の後半、特に3学期末の認知件数増加の要因であると分析しております。また、今まで、人間関係のトラブルとして対応していたものも、いじめとして認知し、組織的に対応していることも、認知件数増加の要因となっております。

原田勝教育長

いじめが解消されず年度をまたいで対応中の事案も、引き続き対応しているのは当然なのですが、それで多くは解消しているようですが、まだ解消していない事案があれば説明してください。

中井建志指導室参事・指導主事

多くは、学年末に生起し対応したが3か月の見守りを続けている事案であり、もの隠しの事案で、加害児童がなかなか特定できないために、全体への指導を行い見守り中である事案もございます。

いずれの事案も組織的に対応しており、担任だけが抱え込んだり、対応していない事案はございません。

大谷佐知子委員

いじめの態様について小中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと」が半数以上を占めていますが、これは、どう分析されていますか。

中井建志指導室参事・指導主事

いじめ事案の多くは、「遊びの気持ち」「軽い気持ち」で些細なことから始まり、その積み重ねで深刻ないじめ事案へつながっていくことが考えられます。事態が深刻化する前の段階で対応できている結果だと考えております。

安達友基子委員

引き続き、いじめの態様に関することですが「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」事案件数が増えています。これは、具体的にどのような事案ですか。

中井建志指導室参事・指導主事

筆箱、下敷き、消しゴム等の文房具やリコーダー、めがね等を隠された事案です。なかには、誰がやったのか分からず、全体指導に留まるケースもございます。お金を盗られる事案は、今年度は報告されておられません。

福田知弘委員

引き続き、いじめの態様につきまして、中学校でパソコンや携帯電話を使用したいじめが増加していると聞きましたが、ネットによるいじめ防止のために市としてどのような対応をしていますか。

中井建志指導室参事・指導主事

昨年度、生徒指導主事・小学校生徒指導主事担当者会において、携帯・スマートフォンに関するアンケートを実施し、所持率やトラブルにあった時期等について調査し、本市のネットトラブルの実態把握に努めました。その結果をもとに、各中学校ブロックで情報モラル教育に関する指導計画について検討し、今年度末には小中学校9年間のカリキュラムが完成する予定です。

また、ネットいじめにつきましては、被害児童生徒からの訴えがないとなかなか認知できないという特性があることから、普段の学校生活の中で児童生徒に寄り添い、教職員との信頼関係の構築に努めております。

福田知弘委員

生徒自身への対応はどのようにされているのか、もう少し説明してください。

中井建志指導室参事・指導主事

各学校では、非行防止教室等で生徒へ直接、スキルや意識を高める取組を進めております。

和泉慎次委員

いじめ解消に向けて、小中学校では色々と対策に取り組んでおられますが、どのような取組をされるのですか。

中井建志指導室参事・指導主事

学校においては、各校が策定しております「いじめ防止基本方針」に則り、学校組織として対応し、いじめられた側の立場に立ちながら、事実確認・原因究明を行い、安心して登校できる状況づくりに努めるところです。

市としましては、いじめ・不登校・虐待防止対策委員会で情報を共有するとともに解決策を協議し、学校に対して指導助言しております。また、教育相談員、スクールソーシャルワーカーの派遣等により、学校内では解決しにくい事案にも、多面的な支援を行っているところでございます。

原田勝教育長

他に御意見はございませんか。

御意見がないようですので、「いじめに関する状況報告について」を終わります。

次に「公用車の交通事故に係る損害賠償について」です。

事務局の説明を求めます。

脇谷貴文放課後子ども育成課課長

地域教育部放課後子ども育成課におきましては、市議会5月定例会に2件の案件提出を予定しております。

資料「公用車の交通事故に係る損害賠償について」をお願いします。

職員が運転する公用車の交通事故により、相手方が負傷されまして、その損害を賠償するものでございますが、賠償額が「市長の専決処分事項の指定について」により指定された市長が専決処分することができる事項の範囲を超えておりますため、市議会の議決を仰ぐものでございます。このような案件を提出することになり、誠に申し訳なく存じております。

本件事故の概要につきましては、平成29年8月29日、午後8時40分ごろ、地域教育部放課後子ども育成課職員運転の軽自動車が、桃山台市民ホール北側の吹田市竹見台3丁目6番1号先の交差点を北から東へ左折しようとしたところ、横断歩道を歩行していた相手方個人に接触し、相手方は左肩関節捻挫、左上腕下部挫傷、左腰部捻挫により、約6か月半にわたり延べ72日の通院治療が行われたというものでございます。

損害賠償額は133万6,610円で、損害賠償の相手方は、本件事故により負傷された個人でございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入いたしております公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害賠償共済から全額給付されるものでございます。

公用車の運行につきましては、安全運転に心がけるよう常々指導してきたところでございますが、改めて細心の注意を払って運転するよう徹底してまいります。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、「公用車の交通事故に係る損害賠償について」を終わります。

次に「平成30年度補正予算案について」です。

事務局の説明を求めます。

脇谷貴文放課後子ども育成課課長

平成30年度補正予算案につきまして、御説明申し上げます。資料「平成30年度補正予算案説明書」をお願いします。

債務負担行為補正、追加といたしまして、事項、「千二留守家庭児童育成室増築工事に係る実施設計業務」でございますが、これは、児童数の増加が見込まれる千里第二小学校におきまして、留守家庭児童育成室を増築するための実施設計業務でございます。

期間は、平成30年度から平成31年度まで、債務負担行為の限度額は813万6千円でございます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、以上で教育長報告を終わります。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時6分